

**「第5次新潟市男女共同参画行動計画（案）」に対する市民意見募集でいただいた  
市民からのご意見および市の考え方と対応方針**

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	3ページ 第1章 2 計画策定の背景 (3) 男女共同参画に関する国の動向	「独立行政法人男女共同参画機構」のことがどこにも触れられていない。 「独立行政法人男女共同参画機構」の新たな展開により、どうなるのか触れる必要がある。	第1章3ページ（国6次計画の前）に下記文章を追記します。 「令和8(2026)年4月には、「独立行政法人男女共同参画機構法」が施行され、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、また、男女共同参画センターを強力に支援するセンターオブセンタースとして、独立行政法人男女共同参画機構が設立されます。」	有
	74ページ 第4章 2 推進体制の充実・強化 (4) 拠点施設の機能の充実		第4章については、73ページ2の前文4行目「国・県等関係機関」、74ページ2(8)1行目「国・県等の関係機関」の中に独立行政法人男女共同参画機構も含んでいるため、原案のとおりとします。  なお、73ページの「国・県等関係機関」、74ページの「国・県等の関係機関」、75ページの図中の「国・県関係機関」の表現を統一し、「国・県等の関係機関」とします。	無
2	3ページ 第1章 2 計画策定の背景 (3) 男女共同参画に関する国の動向	29行に下記文章を追記。 「令和8（2026）年4月には「独立行政法人男女共同参画機構」が内閣府に設立し、男女共同参画施策のナショナルセンターとして、各地の男女共同参画センター等を強力にバックアップする役割が強化されます。」	No1と同様	有
3	4ページ 第1章 2 計画策定の背景 (3) 男女共同参画に関する国の動向	（国 第6次計画 策定後掲載予定）の後に下記文章を追加。 「令和8年（2026）4月 独立行政法人男女共同参画機構が設立したことにより地域でより一層男女共同参画の推進が図られる。」	No1と同様	有
4	73ページ 第4章 2 推進体制の充実・強化	4行目の「国・」の後に下記文章を追記。 「令和8年（2026）4月設立の独立行政法人男女共同参画機構」 理由：新たな上記機構は、全国であらゆる分野で男女共同参画を進めるとあるため。	No1と同様	無
5	74ページ 第4章 2 推進体制の充実・強化 (4) 拠点施設の機能の充実	17行に下記文章を追記。 「独立行政法人男女共同参画機構」の設立による強力なバックアップにより、機能の充実をいっそう図ります。」 理由：具体的な機能がはっきりしない段階であるが、明記する必要がある。	No1と同様	無
6	74ページ 第4章 2 推進体制の充実・強化 (4) 拠点施設の機能の充実 (8) 関係機関等との連携強化	国は2026年（令和8年）4月1日から「独立行政法人男女共同参画機構」を設立します。 「国・県等の関係機関」となっていますが、「国」を具体的に「（独）男女共同参画機構」と明記するのが良いのではないかと考えます。	No1と同様	無
7	10ページ 第1章 (2) 第4次新潟市男女共同参画行動計画における指標の達成状況	令和6年度現在目標値を達成した項目は、29項目中8項目だということだが、なぜ達成できなかったのか、検証と対策についての記載が必要	「第4次新潟市男女共同参画行動計画」における指標の達成状況については、令和7年度の事業終了後に作成する「新潟市男女共同参画年次報告書」に記載し、令和8年度の新潟市男女共同参画審議会で内容について審議いただく予定です。	無
8	23ページ 目標1 【具体的取組】 (1)⑤国際理解に基づく男女共同参画の推進	下線部分を追加 イ 外国人が安心して暮らせるよう男女共同参画行動計画についての情報を含む生活情報の提供や・ 【理由】新潟市国際課及び新潟市国際交流協会の生活情報、イベント情報等を見ていますが、男女共同参画についてははっきりとした情報が見当たりません。外国籍の人々も男女が互いにとって人権を尊重し合うかを知ることによって安心、安全の地域・社会づくりができると思います。	男女共同参画に関する情報も含め、総合的に生活情報を提供していることから、ご意見として承り、記載は原案のとおりとします。	無

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
9	27ページ 目標2 【現状と課題】 ■防災における男女共同参画 5行目	下線部分を追加 女性の視点に立った仕組みづくり等・・・ 【理由】案文では“女性の視点からの配慮等”となっているが、災害時における女性への人権侵害は深刻になる可能性が高いため、配慮だけでは不十分と思います。	国が作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」では、災害時の女性への家庭責任の増大や女性に対する暴力の課題に対して、防災・復興に関する「女性の視点の重要性」を記載していることから、「女性の視点からの配慮等の必要性」を「女性の視点の重要性」に修正します。	有
10	27ページ 目標2 【現状と課題】 ■防災における男女共同参画 9行目	下線部分を追加 「女性の視点に立った仕組みづくりを盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成」・・・ 【理由】上記理由と同様、配慮だけでは不十分と思います。	基礎調査で用いた名称を記載しているため、原案のとおりとします。	無
11	34ページ 目標3 【現状と課題】 ■管理的立場への登用を促進するうえでの障壁 6行目	下線部分を追加 ・・・と答えた割合が最も高く、夫婦間、家族間の協働によりリーダーに挑戦・・・ 【理由】案の文では夫や家族に協力してもらおうという感じが強い。男女共同参画を目指しているのですから、仕事も家事も協働して当然、という理念を行政自身が示すことが大切なので、と思います。	「協働」は立場の異なる複数の組織や個人が協力して活動する際に用いることが多く、該当部分は夫婦間や家族間についての記載であることから原案のとおりとします。	無
12	35ページ 目標3 【現状と課題】 ■企業における男女共同参画の自主的な取組の促進 4行目	下線部分を追加 ・・・両立に立脚した働き方の構築、・・・ 【理由】“配慮した”では、男女共同参画の理念を示すには弱いと思います。	ご意見を踏まえ、国の基本計画を参考に「両立の実現に向けた働き方の構築」に修正します。	有
13	43ページ 目標4 【現状と課題】 ■仕事と家庭生活の両立に向けた子育てや介護等の環境整備 15行目	下線部分を追加 さらに、妊娠中の女性労働者の人権を守るための取組のほか・・・ 【理由】次ページ以降にハラスメントの記述があるように、単なる配慮だけでは不十分と思います。	妊娠に対するハラスメントについては、44ページの「ハラスメントのない職場の実現」及び63ページの「セクシュアル・ハラスメント、ジェンダーに基づく暴力防止対策の推進」に記載しています。 43ページはハラスメントをしないことを前提として、それより一歩進んだ「配慮」という意味合いですので、原案のとおりとします。	無
14	43ページ 目標4 【現状と課題】 ■仕事と家庭生活の両立に向けた子育てや介護等の環境整備 16行目の次	下線部分を追加 また、障害を持った女性労働者、外国籍の女性労働者が、それぞれの状況に応じた適切な支援を受けることのできる体制づくりも必要です。 【理由】労働の場で男性よりも不利な状況にある女性であることに加え、障がいを持っていること、外国籍であることが複合差別につながり易い。障がいを持っていても、外国籍であっても女性労働者としての権利が守られるためには、その状況に応じた適切な支援が必要となる場合があることを前提として、その体制づくりを行う必要があると思う。「労働」という、DV案件や困難を抱える女性の問題とはまた違う視点であると思う。	性別にかかわらず、障がいを持った方の就労支援については、「第7期新潟市障がい福祉計画」に基づき推進していくことから、ご意見として承り、記載は原案のとおりとします。 また、性別にかかわらず、外国籍の方の就労支援については、「第1期新潟市多文化共生推進アクションプラン」に基づき推進していくことから、ご意見として承り、記載は原案のとおりとします。	無
15	45ページ 目標4 【具体的取組】 (1)②のウとして追加	②ウ 障がいを持つ女性労働者、外国籍の女性労働者が働きやすい職場環境の整備促進をはかるとともに、労働に関する相談・支援を関係機関と連携しながら、状況に応じて適切に行う。 (雇用・新潟暮らし推進課、男女共同参画課、国際課)を追加していただきたい・・・ 【理由】上記と同じ	No. 14と同様	無
16	45ページ 目標4 【具体的取組】 (2)①に追加	・産前産後のメンタルヘルスケアにおけるオンラインの活用 ・市全区における産婦人科・分娩環境の整備 ・母子家庭など、低所得世帯への経済的支援の拡充	産前産後のメンタルヘルスケアにおけるオンラインの活用については、45ページ「(2)①ウ子育て中の保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる体制整備を進めます。」という部分に包含されているため、原案のとおりとします。 周産期医療体制の整備については、県が地域保健医療計画に基づき、広域的な観点から推進していることから、本計画における市の取組としては記載せず、原案のとおりとします。 母子家庭など低所得者世帯への経済的な支援の拡充については、46ページ「④ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援の充実」に記載していますので原案のとおりとします。	無

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
17	45ページ 目標4 【具体的取組】 (2)①に追加	子育て支援策の充実について、「切れ目のない子育て支援」として、 ①産前産後のメンタルヘルスケアにおけるオンラインの活用 ②母子家庭など低所得者への経済的支援の拡充（経済格差は子ども達に教育格差として大きく影響しているため、記載が必要） ③市全区に産婦人科・分娩環境の整備 を記載	No16と同様	無
18	45ページ 目標4 【具体的取組】 (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援	子育て支援策の充実については、「切れ目のない子育て支援策として、①産前産後のメンタルヘルスケアにおけるオンラインの活用、②母子家庭など低所得世帯への経済的支援の拡充③市全区における婦人科・分娩環境の整備、を掲載する。	No16と同様	無
19	48ページ 目標5 序文	下線部分を追加 男女が、性が人権に関することであることを認識しつつ、互いの・ 【理由】互いの性を尊重し合うのは、性が人権そのものであることが前提となっていることを、はっきりと示すべき、と思います。	ご意見を踏まえ、国の基本計画を参考に「男女が、互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しながら」に修正します。	有
20	50ページ 目標5 【具体的取組】 (2) 生涯を通じた健康づくりの支援	生涯にわたる健康づくりのための支援として、「プレコンセプションケア(妊娠前の健康管理)」の推進と、「更年期の女性を対象とした健康教育の実施」について掲載すること。	妊娠前の健康管理については、50ページの具体的取組(1)①「性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実」に記載しています。 健康教育は、更年期だけでなく各年代において、性別にかかわらず必要であり、50ページ(2)①アで記載していることから、原案のとおりとします。	無
21	56ページ 目標6 (1)DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり 【現状と課題】 ■安全に安心して相談できる体制づくり 7行目	下線部分を追加 ・・相談体制の整備など、 【理由】文末にも“体制を強化していく必要があります。”となっていますが、DVは深刻な人権侵害ですので、配慮という言葉だけでは不十分と思います。	ここでいう「配慮」は相談に配慮等が必要な方について、「相談を行う際に、相談する場所等の環境に配慮をする」という意味ですので、原文のとおりとします。	無
22	60ページ 目標6 (1)DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり 【具体的取組】 ③ウの最後の行	下線部分を追加 ・・・外国語通訳、手話通訳、わかりやすい日本語・ 【理由】簡潔であれば、わかりやすい、ということではないと思います。熟語等、意味がわかりにくい日本語は、意味をかみくだいて、わかりやすくすることで会話がなりたち易くなると思います。	ご意見のとおり修正します。	有
23	63ページ 目標6 (2)セクシュアル・ハラスメント、ジェンダーに基づく暴力防止対策の推進 【現状と課題】 ■ハラスメントのない安心して暮らせる環境づくり	包括的性教育の推進をあらゆる機会を通じて、積極的に推進する。	この項目は「ハラスメントのない安心して暮らせる環境づくり」で、ご意見の内容はこの項目の趣旨とは異なりますので、ご意見として承り、記載は原案のとおりとします。	無
24	67ページ 目標6 (3)困難な問題を抱える女性への支援 【現状と課題】 ■安全に安心して相談できる体制づくり	下線部分を追加 ・・外国人や高齢者、障がい者等への適切な対応・相談など、 【理由】 困難な問題を抱えることを、外国人、高齢者、障がい者にとっても人権課題であることとして捉えることで、配慮という言葉は適当ではないと思います。	ここでいう「配慮」は、相談を行う際に、「相談する場所等の環境に配慮をする」という意味ですので、外国人や高齢者、障がい者等への「相談環境の配慮など」に修正します。	有
25	67ページ 目標6 (3)困難な問題を抱える女性への支援 【現状と課題】 ■女性相談支援員、相談従事者の研修の充実	女性相談支援員について・・あらゆる困難を抱えた女性からの相談を受け、対応をしていくためには蓄積された専門性が求められることから、現行の、会計年度任用職員ではなく専門職の正規職員としての待遇としていただきたいことと、各区1人では、いくら各区の他職員が補助をする、といっても手がまわらなくなると思いますので増員をしていただきたいです。	具体的な組織体制について、計画に記載することは難しいため、ご意見として承り、記載は原案のとおりとします。	無

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
26	67ページ 目標6 (3) 困難な問題を抱える女性への支援 【現状と課題】 ■女性相談支援員、相談従事者の研修の充実 3行目	下線部分を追加 ・・国籍等、年齢、障がいの有無等・・ 【理由】NPO法人「移住者と連帯する全国ネットワーク（外国ルーツの人々を支援する団体を全国的にネットワークしている団体）」の、2024年11月12日参議院議員会館で行われた国（関係省庁）との話し合いの場で、女性支援新法の基本方針にある「年齢、障害の有無、国籍等を問わず」の「国籍等」の「等」には「在留資格」が含まれているのかどうかの質問に対して、当然、在留資格も含まれており、国籍や在留資格の有無を問わずに必要な支援を提供するよう、2024年3月の主管課長会議においても周知している、との厚労省社会・援護局総務課女性支援室女性支援係からの回答があった旨、当団体にも報告がありました。実際、具体的事例においてもDVのために身元保証人である夫の協力が得られず在留資格を失い、そのまま遺棄され生活困窮に陥っていた事例もありました。またひとり親家庭で病気や障害のため職を失い生活保護制度も知らず入管に相談することも怖くて在留資格がなくなっていた事例もありました。従って、このことを女性相談支援員をはじめ、各相談従事者には周知していただきたいです。	「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の第2「1. 法における施策の対象者及び基本理念」に、「年齢、障害の有無、国籍等を問わず、（中略）支援の対象者となる。」との記載に合わせ、列挙の順を国方針と同様になるよう修正します。	有
27	68ページ 目標6 (3) 困難な問題を抱える女性への支援 【現状と課題】 ■総合的な相談支援体制の充実	「貧困等、生活上の困難を抱える女性への支援」については、現行の男女共同参画行動計画のとおり、「施策の方向」に明記し、実効性が保たれるよう「具体的取組」に明記してほしい。	69ページに「貧困やひとり親家庭等、生活上の困難を抱える女性への支援」の現状と課題、71ページに同タイトルの具体的取組を記載していますので、原案のとおりとします。	無
28	68ページ 目標6 【現状と課題】 ■「総合的な相談支援体制の充実」	「貧困等、生活上の困難を抱える女性への支援」については、現行の男女共同参画行動計画のとおり、「施策の方向」に明記し、実効性が保たれるよう「具体的取組」に明記してほしい。	No27と同様	無
29	68ページ 目標6 【現状と課題】 ■「総合的な相談支援体制の充実」	各区にいる女性相談支援員は、負担が大きいし、異動が多い市職員との連携が不安定だ。相談員の複雑な問題には、弁護士や社会福祉協議会と連携して情報の共有をすることを記載する。	女性相談支援員の関係機関等との連携については、72ページ「⑨関係機関・民間団体との連携体制の強化と協働の推進」に記載していますので、原案のとおりとします。	無
30	68ページ 目標6 (3) 困難な問題を抱える女性への支援 【現状と課題】 ■自立支援策の充実	困難な問題を抱える女性に、高齢女性と氷河期世代の女性をしっかりと明記する。	困難な問題を抱える女性は様々な状況にあることから、特定の状況にある方についての記載はせず、原案のとおりとします。	無
31	69ページ 目標6 (3) 困難な問題を抱える女性への支援 【現状と課題】 ■関係機関・民間団体との連携強化と協働の推進	連携の強化だけでなく、民間団体の相談支援従事者の環境整備を具体的に明記する。	ご意見の内容は、69ページの現状と課題「関係機関・民間団体との連携体制強化と協働の推進」に記載の内容に含まれるため、原案のとおりとします。	無
32	69ページ 目標6 【現状と課題】 ■関係機関・民間団体との連携強化と協働の推進	精神科医などの専門機関との連携を強化することを明記する。	ご意見の内容は、69ページの現状と課題「関係機関・民間団体との連携体制強化と協働の推進」に記載の内容に含まれるため、原案のとおりとします。	無

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
33	69ページ 目標6 【現状と課題】 ■関係機関・民間団体との連携強化と協働の推進	学校でのDVやトラウマに対する理解不足がある。スクールカウンセラーや養護教員などへの啓発が進んでいない。学校現場の支援体制を強化する。	この項目は「関係機関・民間団体との連携体制強化と協働の推進」で、ご意見の内容はこの項目の趣旨とは異なりますので、ご意見として承り、記載は原案のとおりとします。	無
34	70ページ 目標6 (3) 困難な問題を抱える女性への支援 【具体的取組】 ②イ 1行目	下線部分を追加 ・ ・ 個々の状況に適した情報提供 ・ ・ 【理由】配慮という言葉は、人権課題に対して適当な言葉とは言えないと思います。	ご意見のとおり修正します。	有
35	70ページ 目標6 (3) 困難な問題を抱える女性への支援 【具体的取組】 ③ウ 2行目	・ ・ 外国語通訳、手話通訳、わかりやすい日本語での ・ ・ 【理由】外国人にとっては簡潔であっても、意味が通じなければ役に立たない。簡潔であるより、“わかりやすさ”を目指していただきたいです。	ご意見のとおり修正します。	有
36	70ページ 目標6 (3) 困難な問題を抱える女性への支援 【具体的取組】 ③ウ 2行目	下線部分を追加 ・ ・ 個々の状況に適した相談・対応、支援に ・ ・ 【理由】困難を抱える女性の問題は外国人にとっても人権課題であり、単なる配慮だけでは問題解決は難しいと思います。	ご意見のうち、「配慮」の部分は「適した」に修正します。 「相談・対応」には支援も含まれますので、原案のとおりとします。	有 無
37	71ページ 目標6 (3) 困難な問題を抱える女性への支援 【具体的取組】 ⑦ 自立支援策の充実	イに、「アルザにいがた」を女性相談支援の中軸、拠点部署として位置づけることを明記する。	女性相談支援は、区役所女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターを中心に行っています。アルザにいがたでは「こころの相談」など心理的支援を行っており、その特長を生かした相談を継続していくことから原案のとおりとします。	無
38	71ページ 目標6 (3) 困難な問題を抱える女性への支援 【具体的取組】 ⑦ 自立支援策の充実	⑦ 自立支援策の充実に追記 イ「アルザにいがた」を女性相談支援の中軸、拠点部署として位置づける。	No37と同様	無
39	73ページ 第4章	「困難女性支援基本計画」が目標6(3)だけでは「困難な問題を抱える女性への支援」がうずもれ、市民に分りづらい。第4章に章立てて基本計画全体を記載し、実効性を保証してほしい。	現計画までは「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」が別建てでしたが、「新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画」も加わり、他法による計画も併せて(計4法による計画)、男女共同参画の推進に関する施策を一体として、総合的かつ計画的に実施していくため、原案のとおりとします。	無
40	73ページ 第4章	せっかく作成した「困難女性新法基本計画」が目標6(3)だけだと、「困難な問題を抱える女性への支援」がうずもれて、市民に見えにくくなっており、実効性が保証できるのか心配だ。是非、第4章に章立てして基本計画全体を記載して、実効性を保証してほしい。	No39と同様	無
41	73ページ 第4章	■現行の「第4次計画」では、「新潟市配偶者からの暴力防止・被害者支援基本計画」は第4章に章立てして記載されているが、第5次計画(案)では、目標6「個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現」に記載されているだけになっている。第2次計画策定の際章立てして、DVに対する実効性が高まったのに、どうして章立てしないのか？第5次では、DV基本計画と困難女性支援基本計画が包含されるとすれば、「DV基本計画」と「困難女性支援基本計画」は、第4章に章立てして記載すべきではないのか。その上で目標6に記載するべきである。	No39と同様	無

No	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
42	73ページ 第4章	現行の「第4次計画」では、「新潟市配偶者からの暴力防止・被害者支援基本計画」は第4章に章立てして記載されているが、第5次計画(案)では、目標6「個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現」に記載されているだけになっている。第2次計画策定の際章立てして、DVに対する実効性が高まったのに、どうして章立てしないのか？第5次では、DV基本計画と困難女性支援基本計画が包含されるとすれば、「DV基本計画」と「困難女性支援基本計画」は、第4章に章立てして記載すべきではないのか。その上で目標6に記載するべきである。	No39と同様	無
43	73ページ 第4章	■資料として最後に国の「困難女性支援基本法」も掲載してほしい。	巻末に、参考資料として関係する法律等を掲載する予定で、その中で「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」についても掲載します。	無
44	73ページ 第4章	資料として最後に国の「困難女性支援基本法」も掲載してほしい。	No43と同様	無
45	77ページ 指標一覧	指標一覧に、①女性相談支援員研修②女性支援の関係機関等を対象とした研修について掲載してほしい。	成果指標は、取組を行った結果として得られた効果や、その影響などについて設定するものであるため、原案のとおりとします。	無
46	77ページ 指標一覧	指標一覧に、①女性支援相談員研修、②女性支援の関係機関等を対象とした研修について掲載して欲しい。	No45と同様	無